

税率改正に対応した消費税実務を解説！ 消費税の実務入門コース

日時 平成31年2月13日(水) 10:00～16:30
計5.5時間(1日間)

会場 NHK 名古屋放送センタービル内教室

講師 井上尚信税理士事務所 **井上 尚信** 氏
税理士

対象

- 決算、税務担当の方々
- 経理部の管理者・担当者の方

受講後
得られること

- ①消費税の基本から学ぶことにより、消費税の概要や取り扱い、納付税額の計算方法について理解できます。
- ②2014年4月1日より適用された消費税率の改正を網羅し、今後の税率の引上げに伴う経過措置を含めて、対応が必要な実務のポイントもあわせて解説いたします。
- ③2015年10月1日より、「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し」により、消費税の課税関係が改正されることとなりました。
国外事業者から受ける「電気通信利用役務の提供」につき、消費税の課税対象となるかどうかの内外判定基準が変わりましたので、その内容を解説いたします。

講義項目

セミナー当日は電卓を必ずお持ちください

1. 消費税の概要

- (1) 消費税の仕組みを理解する
- (2) 消費税の納税義務者とは？
- (3) 消費税の免税事業者とは？
- (4) 税込経理方式と税抜経理方式の違い
- (5) 消費税の税率は8%？
※2014年4月から税率は5%から8%へ
2019年10月から税率は8%から10%へ
- (6) 消費税の計算パターン及び申告書の作成(全額控除)
※税率5%と8%が混在する場合の計算体系

- (6) 課税売上割合が95%未満の場合の仕入税額控除～「個別対応方式」と「一括比例配分方式」の違いを理解する～
- (7) 2012年4月1日以後開始する課税期間より改正～2012年4月1日以後開始する課税期間より(当課税期間の)課税売上高が5億円を超える事業者は、課税売上割合が95%以上でも「個別対応方式」か「一括比例配分方式」による仕入税額控除をしなければならない。～
- (8) 税制改正に対応する「個別対応方式」による仕入税額控除の業種別対応
- (9) 会社部門別・地域別区分
(参考) 課税売上割合に準ずる割合

2. 消費税の課税対象

- (1) 国内取引
- (2) 輸入取引
- (3) 非課税取引
- (4) 輸出免税取引

3. 消費税の課税標準・課税標準額・税率

課税標準とその特例や税率8%の意味とは？

4. 仕入税額控除

- (1) 仕入税額控除の概要
- (2) 課税仕入れの具体的内容
- (3) 仕入れに係る消費税額の控除の適用要件
- (4) 消費税の納税義務者(国内取引)との関係
- (5) 課税売上割合と仕入税額控除

5. 消費税の税率改正及び経過措置

2014年4月1日から税率が5%から8%に引上げに伴う経過措置及び2019年10月1日から税率が8%から10%に引上げに伴う経過措置について

6. 消費税の納税義務判定における改正

7. (参照) 消費税転嫁対策措置法

8. (参照) 簡易課税制度

9. (参照) 国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等について

10. [改正] 軽減税率制度及び2023年10月から導入される適格請求書等保存方式について

《講師派遣による「社内研修」も承っております。お気軽にお問い合わせ下さい。》

ご参加のおすすめ

消費税は身近な税であり、企業としても実務処理が欠かせない税となっています。にもかかわらず、日々の業務に追われ、消費税の基礎について、きちんと学ぶ機会を逃している方も多いのではないのでしょうか。毎年の税制改正によって処理方法が変わり、2014年4月から税率が5%から8%に引き上げられ、

2019年10月から10%に上げられる予定を踏まえ、消費税のより正しい理解が必要となります。

本セミナーは、消費税の基本から学び、改正に伴う注意点や申告実務のポイントについて詳解することで、消費税の実務処理にお役にいただくことを目的としております。

是非ともこの機会に、関係各位の積極的なご参加をおすすめ申し上げます。

講師紹介

井上尚信税理士事務所
税理士

井上尚信氏

関西学院大学商学部卒。大手会計専門学校において、税理士試験講座の講師として消費税法を担当し活躍。テキスト作成や、新人講師の指導役として後輩指導にもあたる。その後、大阪市中央区の大手税理士事務所にて5年間勤務し、法人から個人までの顧問先で幅広い業務を担当し、また相続税の申告書作成にも従事する。税理士試験合格後、税理士登録を経て平成14年11月に独立開業し、「井上尚信税理士事務所」を設立。現在、大阪市の関与先を中心に、法人から個人までの税務申告などの税理士業務を行い、また、セミナー講師としても活躍中。

日時：平成31年2月13日(水) 10:00～16:30
計5.5時間(1日間)

会場：NHK名古屋放送センタービル内教室
名古屋市東区東桜1-13-3NHK名古屋放送センタービル
※右図参照

	参加料	消費税等	合計
本会会員	30,000円	2,400円	32,400円
一般	35,000円	2,800円	37,800円

★複数名申込割引について

同一企業(団体)から同じ講座(コース)に2名様以上でご参加の場合は、1名様につき、2,160円割引いたします。
下記申込欄にご記入ください。

※参加料には、テキスト・資料代が含まれています

申込方法：下記の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAX等で下記へお申込み下さい。
折り返し、参加券と振込口座を記載した請求書をご派遣責任者までお送り致します。

- 参加料(負担金)は、銀行振込にて開催3営業日前までにお納めください。(経理処理の都合で遅れる場合は、事前にご連絡下さい。)
- 開催3日前までに参加券が届かない場合は、恐れ入りますがお電話にてご確認ください。
- 参加のお取り消しにつきましては、必ずご連絡ください。参加者のご都合が悪くなった場合は、代理の方にご出席いただきますようお願い致します。
- 領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承ください。

キャンセルについて

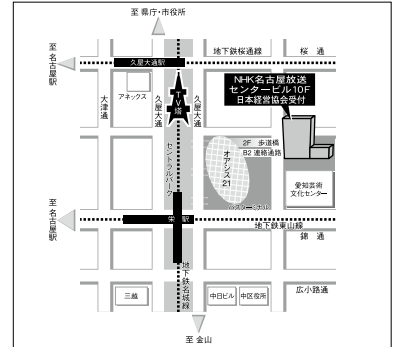
開催日の3営業日前からは受講料の30%、開催当日は100%をキャンセル料として申し受けます。
なお、当日まで連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、予めご了承ください。

お問合せ先：一般社団法人 日本経営協会 中部本部 企画研修グループ (担当/松尾・里見)
〒461-0005 名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル10F

TEL (052) 957-4172 (ダイヤルイン)
FAX (052) 952-7418

日本経営協会・中部ホームページ <http://noma-chubu.jp/>

※お電話の問い合わせ(駐車場含む)は、平日の9:15～17:15にお願いします。



【JR・名鉄・近鉄の名古屋駅より】
地下鉄東山線(4分)栄駅より徒歩5分
地下鉄桜通線(5分)久屋大通駅より徒歩8分
【中部国際空港より】
名鉄(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩5分
※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

日本経営協会・中部本部 行 FAX (052)952-7418

こちらの面をそのままFAXして下さい。

60012033

「消費税の実務入門コース」参加申込書

H31/2.13

年 月 日

★複数名申込割引に該当する場合はチェックして下さい <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 日本経営協会会員 <input type="checkbox"/> 一般 (該当するものにシ印をつけて下さい)	
(フリガナ) 団体名		TEL () -	ご派遣責任者 所属・役職名
(フリガナ) 所在地	〒	FAX () -	ご氏名 (印)
No.	参加者(フリガナ)	所属・役職名	担当経験年数
			※メールアドレス
			年 月
			年 月
<通信欄>	<ご記入(シ印)のお願い> この講座の開催情報を得た時期は、講座開催日の <input type="checkbox"/> 半年以上前 <input type="checkbox"/> 3ヶ月～半年前 <input type="checkbox"/> 2ヶ月前 <input type="checkbox"/> 1ヶ月前 <input type="checkbox"/> 2週間前 <input type="checkbox"/> 1週間前～直前		

<注> 太わくの中をご記入下さい。電算処理の関係上、フリガナ・ご派遣責任者名は必ずご記入下さい。No欄は記入不要です。

※参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナー運営 ③セミナーなど本会事業のご案内

お申込時点で趣旨にご同意いただいたものとさせていただきますので、予めご了承下さい。

なお、③がご不要な場合は右記にチェックしてください。

不要

地球にやさしい再生紙を使用しています。